

# 東京電力(株)<sup>やしお</sup>八汐ダム及び<sup>かずのがわ</sup>葛野川ダムの水利使用許可に係る立入検査及び全発電所の再点検について

## 記者発表資料

東京電力株式会社の八汐ダムにおいて、同ダムの地下への浸透防止対策工事を河川法第26条第1項の許可を得ずに行っていたこと、また、葛野川ダムの漏水量の報告データの不適切な取扱いが判明したことについて、ダムへの立入検査を実施しました。

報告データの不適切な取扱いや河川法手続きの遺漏が相次いで判明していることから河川法第78条第1項に基づき、同社に対して、全発電所の再点検を行い、その結果を報告するよう求めることにしました。

(概要については別添のとおり。)

平成19年2月1日(木)  
国土交通省 関東地方整備局河川部

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ  
埼玉県政記者クラブ  
横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会  
山梨県政記者クラブ  
栃木県政記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部		
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	水政調整官	(内線) 3515
さいたま新都心合同庁舎2号館	水政課長	(内線) 3551
電話(代表) 048-601-3151	河川環境課長補佐	(内線) 3652
(水政課夜間直通) 048-600-1334		
(河川環境課夜間直通) 048-600-1336		

(別添)

## 1. 那珂川水系鍋有沢川における水利使用許可（八汐ダム）及び相模川水系土室川における水利使用許可（葛野川ダム）に係る立入検査の概要

### (1) 立入検査の日時

電力会社名	ダム名	立入検査の日時	主な調査対象行為
東京電力(株)	八汐ダム	平成19年1月31日 10:00～15:00	八汐ダムに係る地下への浸透防止対策工事
東京電力(株)	葛野川ダム	平成19年1月31日 9:30～18:00	漏水量 H10～H11

### (2) 立入検査担当官

(八汐ダム) 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 副所長  
(葛野川ダム) 関東地方整備局 京浜河川事務所 管理課長

### (3) 検査内容

#### ①八汐ダム

アスファルト表面遮水壁型フィルダムである八汐ダムにおいては、過去から現在に至るまでのダム貯水位等管理記録データを確認しました。また、ダム本体及び河川法の許可を得ないまま行われた浸透防止対策工事箇所を目視により確認しました。

#### ②葛野川ダム

重力式コンクリートダムである葛野川ダムにおいては、過去から現在に至るまでのダム貯水位等管理記録データを確認しました。また、現時点のダムの漏水量及びダム本体を目視により確認しました。

### (4) 立入検査の結果等

#### ①八汐ダム

八汐ダムにおいては、ダム本体及び浸透防止対策工事箇所について、検査時の状態から把握できる範囲では、直ちにダムの安全性を損なう兆候は認められませんでした。

また、管理記録データを確認した結果、東京電力(株)から事前調査報告があったとおり、国土交通省に対して正確なデータが提出されていなかった箇所が確認されました。

#### ②葛野川ダム

葛野川ダムにおいては、ダム本体について、検査時の状態から把握できる範囲では、直ちにダムの安全性を損なう兆候は認められませんでした。

また、管理記録データを確認した結果、東京電力(株)から事前調査報告があったとおり、国土交通省に対して正確なデータが提出されていなかった箇所が確認されました。

#### ③今後の対応

東京電力(株)に対し、経緯、ダムの安全性に関する諸データ、再発防止策等について、河川法第78条第1項に基づき報告を求めており（提出期限：平成19年2月14日）、その内容を検討したうえで、安全性の確認をしていきます。

## 2. 再度の点検について

東京電力(株)から1月24日までに報告された自主点検結果を精査するなかで、①八汐ダム・蛇尾川<sup>さびがわ</sup>ダムの流入量の不適切な取扱い、②八汐ダムに係る同ダムの地下への浸透防止対策工事を河川法第26条第1項の許可を得ずに行っていたこと、③葛野川ダムの漏水量の報告データの不適切な取扱いが判明しました。

こうした状況を踏まえ、再度、全水力発電施設の点検を行い報告するよう河川法第78条第1項に基づき報告徴収を行うこととしました。

### (1) 報告徴収の内容

「水力発電関連施設に係る自主点検の実施について」(平成18年11月21日付け国河調第8号)により、水利使用規則で定期報告を求めている報告データ及び河川法の法手続きの適正さに係る自主点検の結果として本日までに報告等あったものの他に、報告データ又は法手続きの不適切な取扱いがあった案件がないかを点検の上、その結果を報告すること。

### (2) 報告期限

平成19年2月14日(水)